

新型コロナウイルス（ガンビア入国要件の変更）

【ポイント】

- 7日、ガンビア国内にてオミクロン株が確認され、これに伴いガンビア保健省は1月17日より同国への入国条件を変更することを発表しました。
- 在留邦人の皆様におかれましては、感染予防に万全を期すとともに、邦人が新型コロナウイルスに感染した等の関連情報に接した場合には大使館にご一報ください。
- ガンビアは、感染症危険情報でレベル3となっており、引き続き渡航中止が勧告されています。

【本文】

7日、ガンビア保健省は国内にてオミクロン株が確認されたことに伴い、17日より同国への入国条件を以下のとおり変更することを発表しました。なお、ガンビアを出国する場合は、各渡航先国が定める新型コロナウイルスに係わる入国条件を遵守する必要がありますのでご注意ください。

（1） カテゴリー1：ワクチン接種完了者

- ・PCR検査結果の提出は不要。
- ・万が一症状がある場合には、空港にて迅速診断検査を実施。
- ・ただしカテゴリー3のオミクロン株指定ホットスポット国には適用しない。

（2） カテゴリー2：ワクチン接種途中又は未接種者

- ・入国72時間以内に取得したPCR検査陰性証明書の提出が必要。
- ・デルタ株指定ホットスポット国（※1）からの入国者は、追加的に空港にて迅速診断検査を実施。

（※1） 現下のデルタ株指定ホットスポット国は以下の通り。

オーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、日本、インド、イタリア、アイルランド、メキシコ、オランダ、ポルトガル、英国、米国、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ

（3） カテゴリー3：オミクロン株指定ホットスポット国（※2）からの入国者

ア ワクチン接種完了者

- ・PCR検査結果の提出は不要。
- ・ただし入国時に迅速診断検査を実施（無料、診断結果は現場手交又はオンライン送付）。
- ・入国者は自主隔離を奨励。また、症状がある場合はテストセンターでPCR検査を受験す

ることを奨励。

イ ワクチン接種途中又は未接種者

- ・入国72時間以内に取得したPCR検査陰性証明書の提出が必要。
- ・入国時に迅速検査を実施。陽性となった場合は自己負担で隔離センターに待機又は自主手配したホテルでPCR検査実施のため待機。隔離期間はPCR検査の結果が出るまで。

(※2) 現下のオミクロン株指定ホットスポット国は以下のとおり。

オーストラリア、アンゴラ、ボツワナ、カナダ、デンマーク、エスワティニ、ドイツ、香港、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ポルトガル、英国、南アフリカ、ザンビア、ジンバブエ

(4) カテゴリー4：子ども

- ・18歳以下の子どもについては、デルタ株又はオミクロン株指定ホットスポット国のいずれの国からも入国可能。
- ・入国時に迅速診断検査を用いて検査を実施。

【問い合わせ先】

在セネガル日本国大使館（ガンビアを兼轄）

taishikan.senegal@dk.mofa.go.jp

Tel+221-33-849-5500, Fax+221-33-849-5555（夜間緊急 +221-77-569-8103）